

## 社会事業の定義にみる固有性と多様性

—大河内理論以前の社会事業理論から—

### A peculiarity and diversity in a definition of a social work : social work theory, 1916-1938

野 口 友紀子\*

Yukiko Noguchi

#### はじめに

本稿の目的は、社会事業の成立期といわれる大正半ば以降から大河内理論の出現までの社会事業理論の整理と分析を行うことである。大河内理論とは、社会福祉学の理論に大きな影響をあたえた大河内一男の「わが国における社会事業の現在及び将来—社会事業と社会政策の関係を中心として—」(1938年)のことであり、この論は戦後の社会福祉理論の出発点となっている<sup>1)</sup>。大河内理論は社会事業史の分析枠組みにおいてもその影響が見て取れることはすでに検討した<sup>2)</sup>。しかしながら、大河内理論は社会事業を社会政策との関係から論じたものであり、社会事業を正面から論じたものではない。大河内理論以前には多くの人々によって社会事業が議論されており、社会事業の理論化が試みられてきた。本稿では、この大河内理論以前の社会事業の理論を検討し、大正半ばから昭和初期までの大河内とは異なる社会事業理論の特徴を明らかにしていく。このことは社会事業史の書き換えを準備するものとなる。

具体的には、大河内以前の社会事業理論の類型化を行い、特徴を抽出することである。このことにより当時の社会事業関係者たちが社会事業をどのように体系づけ、解釈しようとしていたのかが明らかになる。池田敬正によると、日本の社会事

業理論の成立は「貧困を個人の道徳上の問題としてではなくひろく社会問題として認識するようになり、その認識の一般化」が行われた1910年前後である<sup>3)</sup>。この社会事業の成立過程の時期に発表された社会事業理論から社会事業の固有性に関する理解の仕方を明らかにし、社会事業史の分析枠組みの新たな可能性を探りたい。

#### 第1章 問題設定と分析視角

##### 1-1 問題設定

社会福祉論の展開を分析したものに池田の『現代社会福祉の基礎構造—福祉実践の歴史理論—』(1999年)がある<sup>4)</sup>。この中で池田は戦前と戦後をとりあげているが、本稿ではこの池田の戦前日本の社会福祉論の分析で使用した素材に準拠しつつ池田とは異なる視点で戦前の社会福祉論を分析し、類型化をはかる<sup>5)</sup>。

池田の論考では、日本における社会福祉論が個の独立という「人格的独立による価値からの自由」に加えて社会の発見による生活援助問題の社会問題化と民主主義の提起によって展開するということを前提としており、まず初めに福田による社会政策の捉え方や渡辺による社会問題認識について論じ、生江による自由主義的貧困観からの脱却、田子による社会連帯思想の国家主義的な取りあげ方をみている<sup>6)</sup>。さらに戦時体制下に国家の

\*社会福祉学部講師

役割の絶対性を強調した方向性に進むが、海野幸徳と山口正がその理論化を図った人物として位置づけられ、小沢一にみるように全体主義的な理解へ転化されたとしている。

このように捉えると、社会福祉の理論は20世紀に入ってから展開されはじめるが、1945年以前の理論には民主主義的な考えを欠いていたり、国家の役割の絶対性を重視していたり、個人の自律性を否定していたりする側面があるということになる。その一方で、先駆的に社会福祉理論を構築しようとする試みは評価すべきであり、またそれらの試みの積み重ねがあり、現在の社会福祉理論が成り立っているといえる。池田はこの点について上記の理論の役割を評価し「これらの議論から、個人を尊重する慈善事業理念を出発させ、個人の生活を国家や社会により保証しようとする社会福祉思想へと展開していった方向を見出すべきであろう」と述べている<sup>7)</sup>。このように考えると、池田のとりあげた大河内以前の理論の検討は、当時の理論枠組みに止まらず、社会福祉思想の潮流をも理解することにつながるだろう。

本稿では池田が戦前日本の社会福祉論の中でとりあげた論考のうち、大河内の論考が掲載された1938年以前のをさしあたり分析対象とする。池田は1945年の前と後で社会福祉論を区分しているが、本稿では1938年以前という区分をする<sup>8)</sup>。このような時期設定の理由として大河内理論による戦後社会福祉理論の影響については先に述べた<sup>9)</sup>。そのことに加えて、大河内理論以前の論考は、大河内理論の登場までの社会事業の位置付けをめぐる錯綜した様相とその多様性を示しているからである。

戦前の社会事業論の分析については、吉田久一の『社会事業理論の歴史』(1974年)がある。これは非常に多くの理論が扱われ、その特徴が端的まとめられているが、全体を網羅したために分類の軸が多様となってしまっている。また、永岡正己は「第一次世界大戦後の社会と社会事業の成立」の中で、社会事業理論の形成に関して、萌芽から本格的な研究への発展として、第一世代、第二世代、第三世代という分類により整理している<sup>10)</sup>。しかし、本稿では社会福祉の理論をこのような発展段階的な見方をとらず、また社会事業の

定義とその内容についての観点から社会事業理論を整理したいと考えている。

池田の著作の中で扱われている理論のうち1938年以前のは次のものである。それは、福田徳三「生存権の社会政策」(1916年)、同「新しい意味のデモクラシー」(1917)、同「極窺権論」(1918)、同「社会政策序説」(1922年)、同「価格闘争より厚生闘争へ」(1922年)、渡辺海旭「現代感化救済事業の五大方針」(1916年)、同「社会問題の趨勢及其中心点」(1918年)、田子一民『社会事業』(1922年)、生江孝之『社会事業要綱』(1923年)、矢吹慶輝『社会事業概説』(1926年)、海野幸徳『社会事業学原理』(1930年)、小沢一「社会事業科学の形成と組織について」(1930年)、山口正『社会事業研究』(1934年)である<sup>11)</sup>。本稿が対象とする理論は基本的には上記のものとする。

多様な理論が形成されていく大正期半ばの理論の中にも、その時代的な限界の中で社会事業が分析され体系化が図られようとしていた。これらの理論の分析によってその時代の社会事業に対する考え方そのものを抽出することができ、また大河内理論を基本的枠組みとした社会事業への理解の仕方とは違う社会事業史の枠組みの可能性を導き出すことができる。

## 1-2 視点

本稿では先に述べたように理論が段階的に発展するという視点をとらない。取りあげる著者たちは、1916年から1938年までに社会事業の理論を記述し、あるいは発表した社会事業に関連する人びとであり、この期間の社会事業の理論を形成しようとしてきた人びとである。これらの人々は官僚、社会事業研究者、社会政策学者等の多様な背景を持っているが、その人の所属にかかわらずある期間に社会事業に関連した人びとという意味でゆるやかな集団と捉えることにする<sup>12)</sup>。それは、特定の所属や特定の専門の集団の理論を対象としているのではなく、多様な背景を持つ人びとがそれぞれの領域からの視点によって社会事業に対する体系化を図ろうとしているところに着目するからである。従って、ここではとりあげる著者の所属には特に言及しない。1916年から1938年という

期間は社会事業自体が変化し続けた時代であり、そのような背景の中からその時代の人々が現実をふまえながらつくった理論という意味で大きく括る。ゆるやかな集団による1916年から1938年までの理論を本稿では扱う。

社会事業の定義とその内容を検討することによって、当時の社会事業関係者が社会事業をどのようにとらえ、どのように考えていたのかを知ることができる。その時代の社会事業に対する捉え方は当時の社会の中で認識されていたことであり、現在とは異なる社会状況のなかで形成された理解である。そのため、現在とは異なる思考が、さまざまな背景を持つ社会事業関係者によって形成されたり、新しいものにつくりかえられたりするのであり、また複数の理解がいくつか並行して存在する混沌とした状態となるのである。このような視点にもとづき、各理論について社会事業の定義に着目して検討を行う。

## 第2章 実証

### 2-1 理論の特徴

ここで取りあげる理論はその特徴から3つに分けることができる。第1に社会事業を社会事業としての取り組みのあり方から定義づけている理論、第2に社会事業を社会政策との関係から検討した理論、第3に社会政策の取り組みの検討から社会政策の固有の視点を提示した理論である。これらの特徴をふまえると表1のように3つのグループに分けることができる。

### 2-2 社会事業のあり方から社会事業を定義した理論

ここでは渡辺海旭、海野幸徳、矢吹慶輝の理論を取りあげる。渡辺海旭の「現代感化救済事業の五大方針」の中では、旧来の慈善事業と感化救済事業との相違が示されているため、もうひとつの

「社会問題の趨勢及其中心点」(1918年)の方を検討する<sup>13)</sup>。ここには、現今の救済事業と古い救済事業の方法の相違について8項目にわたって述べられている<sup>14)</sup>。第1に救済事業の動機と考え方、第2に救済事業の系統、第3に救済の基盤、第4に救済のあり方、第5に救済の方針、第6に救済に携わる者の態度・思想、第7に国民の理解のあり方、第8に救済事業の主体である。

これらの視点から、旧来の救済事業とは感情主義であり、系統的でなく、貧困の原因を顧みず応急的で不能者への恵みとして行われており、被救済者の人格が認められず、私的なある一部の人の専有物とされ、個人的に取り組みされてきたと述べている。一方、現今の救済事業は、人情に加えて理性的判断による合理主義に基づき、系統立っており、貧困の原因を攻究して科学的立場に立ち、予防的、共済的なあり方で提供されており、また被救済者の人格を認めて救済するあり方が求められ、救済問題を国民全体の義務として理解し、国民的な事業として国家的に取り組んでいるとしている。

渡辺の論考は救済事業の体系化を図る主旨のものではないため、救済事業全体の構成を読みとることはできないが、この論文を発表した1918年当時実施されていた救済事業のあり方の特徴についての渡辺の理解が示されている。そのひとつが「予防主義」という言葉で表されている<sup>15)</sup>。この「予防主義」というのは、「応急策」ではなく「米価が暴騰したといふような事件が起ればそれに応じて米の廉売をする如きこと」として捉えられた<sup>16)</sup>。そして、医学が原因を探求して予防するように、救済事業も救済することではなく、救済すべき者をなくすこと、すなわち予防的でなければならぬと述べている。

矢吹慶輝の『社会事業概説』(1926年)においては、社会事業は慈善事業、博愛事業、感化事

表1

理論の特徴	グループ
社会事業のあり方から社会事業を定義	渡辺海旭、矢吹慶輝、海野幸徳
社会事業を社会政策との関係から定義	田子一民、生江孝之、小澤一、山口正
社会政策を定義	福田徳三

業、社会改良事業などの諸事業を一括して系統的に組織的に考えるようになったことから20世紀になって使用されるようになった用語として捉えられている<sup>17)</sup>。ここでは「社会全体の事業で政治家でも教育家でも宗教家でも誰でも、又給料を貰って働くが無給で働くとの別なく、更に又一人で働いても団体としてなしても若し唯だ相当な思慮と努力とを以て社会共同の福祉の為に私利営利の為にないといふことを念頭に置いてなさる、ならば皆社会事業であるといつてよい」といい、「未だ定まった定義のない」ものと述べている<sup>18)</sup>。そのため、この論考には社会事業の定義が述べられてはいないが、その対象者は貧困を原因とする「落伍者」であり、「家族の扶養を受けられない孤児、老廃者や貧困者、夫や扶養者を失った寡婦、他の助けに頼らなければ生活の出来得ない失業者」であると述べている<sup>19)</sup>。そして社会事業をこのような「経済上独立の出来ない人々に対する救助」であるとしている<sup>20)</sup>。慈善事業等からの名称が変更した理由としては、防止という観点が生じてきたことを挙げている。

社会事業の生じた背景としては、人道主義と連帯共同思想の勃興、社会改良の推進、労働問題の発生、社会調査の結果、経済学の影響、権利問題との関係をあげている。労働問題との関係については、社会事業は直接関連しないが、「貧乏予防即ち防貧の事業としては貧乏線から脱せしむると同時に成るべくそれに接近させないやうに施設すべきであるとして政策的に根本方針を定むる必要がある」と述べている<sup>21)</sup>。

次に海野幸徳の『社会事業学原理』(1930年)を検討しよう。この中で海野は社会事業には消極的社会事業と積極的社会事業とがあり、社会の欠陥を除去し正常な状態にすることを消極的とし、福祉の向上を図ることを積極的としている。一般的に貧困者、浮浪人、病者、失業者に対する欠陥を除去するあり方が社会事業と考えられおり、このことを「これまで諸家は消極概念が単に独自の生存権あるもの、如くに考へて居た」が、これは誤った考えであると述べ、単なる欠陥の除去だけではなく、欠陥を除去し正常な状態に近づけることを目的とすることが消極的社会事業であるとしている<sup>22)</sup>。欠陥の除去は目的ではなく手段として

とらえ欠陥を除去することで社会事業は人間生活の完成を目的としているものとして捉えている<sup>23)</sup>。そして、正常な状態の実現からさらに一步すすめて福祉を目的とするものが積極的社会事業であり、積極概念であると述べている。

海野は社会事業概念は概念自体が成長発展するものと捉えており、そのため概念生成の形式には段階があるとしている。消極概念は成長発展し転化して積極概念となるのである。この積極概念の次の段階が総合概念であり、困窮と福祉を一体とすることを目的とする考えである。困窮と福祉とを一体とするというのは、困窮の除去と福祉の獲得、すなわち消極概念と積極概念とが両方ともその目的を人間生活の完成とおているからである。総合状態とは消極社会事業と積極社会事業とが交渉し連携をする関係をもつ状態であり、ここに総合社会事業が開始することになる。これは概念上は第三段階となる。さらに、総合概念は次の段階である超越概念に成長発展し、ここで社会事業概念の成長発展は終わるとしている。このことを海野は「消極と積極とが総合しながら消極と積極とを飛躍して超越し、完成の極致に達すれば最早二として存する総合状態はその姿を消し、一として存在するにいたる」と述べ、これが「人間生活の完成」なる超越概念であるとしている<sup>24)</sup>。

このような社会事業概念の理解から海野は、そして社会事業の定義を「社会事業とは文化的基準に則り、集団の困窮を軽減除去し、生存の合理的な案を目標として福祉を獲得増進し、総合的な案によって困窮と福祉とを総合し、よって以て究極対象たる人間生活の完成を企図することを目的とするものである」とする<sup>25)</sup>。そして、慈善事業が個人を対象としており「純粹愛」を活動の動機とし「内的に倫理的感覚によって授受せされる」ものであるのに対し、社会事業は集団を対象としており「正義」を動機とし、社会事業には権利関係が介在するという違いを述べている<sup>26)</sup>。

社会事業の内容については、形態的区分を行っている<sup>27)</sup>。社会事業の種別形態によって一般社会事業、保健社会事業、児童保護事業、教化社会事業、経済保護事業の5つに分類している。しかし、この5分類は「学の便宜に従う見地によるもの」であって厳密に分類することはできないとい

表2 各理論にみる社会事業と社会政策との関係

	①社会事業の内容	②社会政策の内容	①と②の共通項	①の固有の定義
渡辺海旭	国民全体の義務、国家的な取り組み 人情、理性的、合理主義、系統的、科学的、予防的、共済的、人権	—	—	予防
矢吹慶輝	経済上独立の出来ない人々に対する救助	—	—	—
海野幸徳	社会の欠陥を除去し正常な状態にする（消極的） ことから福祉の向上を図る（積極的）ことに展開 一般社会事業、保健社会事業、児童保護事業、教化社会事業、経済保護事業	—	—	総合社会福祉事業 生活 権利

注：「—」は明確に示されていないことを表している。

う<sup>28)</sup>。それは、例えば「身体的欠陥は精神的欠陥にも倫理的関係にも経済的欠陥にも関係する」ように、実際には独立したものとしては存在しないからである<sup>29)</sup>。そして、これらの各論は現段階で各事業は消極的対象を取り扱っているにすぎないとし、経済保護においても「職業紹介や社会保険といふが如き消極的な経済的保護」と述べている<sup>30)</sup>。

これら5つの事業と先に見た社会事業概念との関係を見ると、文化の発展、すなわち交通の発達、工場労働、享楽生活の導入等によって社会的障害が生じたことから、消極的社会事業としてこれら5つの事業として分類され、次いで経済組織の変化によって社会的障害が生じたことで消極的社会事業の修正が必要となり、積極的社会事業が生み出されるということになるのである。

渡辺、矢吹、海野とも社会事業といわれるものの概念が変わってきたことに注目して、新たな社会事業の概念定義をしているという特徴をあげることができる。これらは特に社会政策との関連から社会事業を定義づけていないため、整理すると表2のようになる。

### 2-3 社会事業を社会政策との関係から定義した理論

ここでは、田子一民、生江孝之、小澤一、山口正の理論を取りあげる。まず、田子一民の『社会事業』（1922年）をみてみよう。この中で、社会事業を社会連帯思想を基盤とした「現代及将来の社会を土台として社会生活に於ける自由を与へ不自由を除く社会的、継続的努力を総称する」と

述べ、ここで使われている自由という言葉は幸福に言い換えてもよいとする<sup>31)</sup>。そして、社会事業を出生幸福事業、成育幸福事業、職業幸福事業、生活幸福事業、精神幸福事業の5つに分類している<sup>32)</sup>。

これらの分類から社会事業は単に貧困という生活のみに着目するものではなく、生活全体を捉えていることが分かる。具体的には、出生幸福事業には、妊婦・胎児保護、禁酒運動、親の義務の宣伝事業を、成育幸福事業には養育保護、教育保護をあげている。職業幸福事業として職業指導、職業紹介制度、失業保険制度を含めている。生活自由（幸福）事業の中に救貧事業、防貧事業をおき、その中に日用生活品供給、住宅供給、軍事救護、恤救規則、行路病人、罹災救助制、公設浴場、簡易食堂、宿泊保護、公設質屋、公設洗濯場をあげている。最後に精神幸福事業として、宗教、芸術、美術、音楽の普及と売笑婦の取締、酒場の減少について記述されている。これらの事業は、自由主義思想の浸透によって生じた生活上の不安を排除するために必要となってきたといい、社会の進歩と個人の幸福を社会全体の力によって行うこと、つまり国家化していくことを社会事業と捉えている。

社会政策との違いとしては、社会政策が「一面に富者の富を制限し、一面に貧者を保護しやうとする」もので、保護という要素も含んではいるが、それよりも富の均等をめざし、富の制限をする権力的行為であるとする<sup>33)</sup>。一方、社会事業は「生活の幸福、自由を与へようとする一方的努力である」と述べ、「社会の凡ての人の幸福、多数

者の幸福を希望し、殊に弱者の保護、弱者の精神的、物質的保護に多くの力を用いるやうとして居る」ことに特徴があるとしている<sup>34)</sup>。両者の共通点としては、例えば物質的生活において貧乏生活である場合、普通の生活まで引きあげる、あるいは自然に自身の力で引き上がるようにすることにあるとしている。つまり、貧困者の保護という側面では社会事業と社会政策は共通していると捉え、社会政策には奢侈生活をしている者の富の制限というもう一つの側面があり、二面的であるとしている<sup>35)</sup>。

田子の場合、社会事業の体系を5つに分類し、社会事業を救貧と防貧だけではなく、社会の進歩と幸福をめざすための方策と捉えた。経済的な問題としての貧困だけを社会事業が対象とする問題と捉えるのではなく、あくまでもそれは一現象に過ぎないものと捉え、生活の幸福をめざす方策なのであるということに特徴がある。

次に、生江孝之の『社会事業要綱』(1923年)を検討する。この中で生江は社会事業の対象の主要なものとして「生活の脅威即ち広義に於ける貧である」としている<sup>36)</sup>。そして、歴史的経緯において慈善とは基礎観念を異にする社会事業が発生したと述べている。その社会事業とは、「社会連帯責任の観念を以て社会自身が之が責務に当るべきもの」であり、具体的には国家、公共団体、私設団体等が社会に代わって任務に当たることとしている<sup>37)</sup>。

社会事業の範囲は救貧事業、防貧事業、児童保護事業、社会教化事業、連絡統一及び研究機関の5項目が一般的であるとしているが、生江の著書の各論の構成は救貧事業、医療的保護事業、経済保護事業、社会教化事業、児童保護事業、社会事業連絡機関の6つである<sup>38)</sup>。これら6つを社会事業の体系と捉えているといえる。そして、貧困を中心として社会事業概念を捉え、救貧は生存を対象とし防貧は生活を対象とする事業であるとしている。この防貧については、生活改善事業として行われており社会事業の範囲に属すると述べている<sup>39)</sup>。社会事業の範囲に入っている防貧事業が著作の構成では抜けているが、この防貧事業には著作の構成の中の経済保護事業をあてはめることができる。というのも、時代の変遷により防貧事業

は経済保護事業に転化したものと述べているからである<sup>40)</sup>。防貧事業とはもともとは貧民の一部である極貧者の発生予防であったが、現在では防貧事業の範囲が拡大し貧民発生の予防、すなわち「消極的には経済的不如意に陥りしもの、積極的には不如意に陥らんとするものを事前に防止せんとする一切の事業」を示しているという<sup>41)</sup>。経済的保護事業の範囲は「職業紹介、授産、宿泊保護、住宅供給、小資融通、公益浴場及洗濯場、人事相談、法律相談、実費診療、簡易食堂、公益市場及共済組合」である<sup>42)</sup>。そして、これらの事業を国民保険制度や産業組合のような社会政策とは異なるものとして区別しているのである。また、医療保護事業が加えられているが、これは貧窮者に対する医療として救済事業の概要と必要とされる事業について述べている。

さらに、生江は社会事業を社会政策との関係から論じており、その関係性を3つに分類している<sup>43)</sup>。第一には社会事業と社会政策とを全く別物ととらえ、社会政策の经营主体は国家であり、社会事業は慈善事業を意味するというものである。第二には社会事業と社会政策には多少の重なる部分があるととらえる考え方である。これには2通りの理解の仕方があり、①社会政策は国家が行い、社会事業は国家が行う部分とそれ以外が行う部分があるという理解と、②運営主体の如何にかかわらず社会政策は政策として行われるものであり、社会事業は政策として行われる部分と慈悲の情、つまり政策を前提とせずに行われるものであるという理解である。第三には社会事業すべてを社会政策が包含するととらえる考え方であり、社会政策を国家、公共団体、個人が行う社会福祉増進に関する全ての方策と解釈すると、社会事業はその中に包有するという理解である。

生江は、この三者のうち第一は現在ではあてはまらないとし、第二の②は現在の社会事業が事実上慈善事業を含んでいるという点からは適当であるとしている。第三は多くの学者が使っている社会事業の捉え方であり、慈善事業も改良をめざしているという点から考えると社会政策の範疇となるとしている。このことから、生江は社会事業と社会政策は全く別のことではなく、一部あるいは全部が共通しているものと捉えていることが分か

る。

次に『社会事業研究』に6回にわたり掲載された小澤一の「社会事業科学の成立と組織について」(1930年)を検討しよう。小澤は社会事業を「人間生活の諸方面に於ける生活関係の調和を対象とし、人間生活に関する各種の科学的規定に基づいて個人的、団体的調整と、標準的形式に基づく組織的社会的調整を行ふものであつて、医学、経済学、教育学、法律学、行政学等の科学的法則を応用する技術的行為である」と捉え、「社会的調整」という概念が社会事業特有の概念であると述べている<sup>44)</sup>。社会的調整とは、事件事業、団体事業、社会組織事業の3つの手続きと方法によって「個人に影響を与へ、環境を改善し社会の組織、機関、機能を変改し、調整する」ということである<sup>45)</sup>。そして、社会事業を人的な調整と環境的な調整の二面から捉え、「人間と環境との相互の適応を図ること」とし、「個々人に対し健康、精神、経済等彼の全人格に注意し個々人を家族の成員として」保護することと捉えている<sup>46)</sup>。社会事業を生活要素の分類を基礎とした系統的分类として、統制並びに助成、救護施設、労働保護施設、経済的保護施設、保健施設、児童保護、社会教化、一般的施設の8つの部門としている<sup>47)</sup>。そして社会事業の形式として貧困の除去と予防のために救助、保護、扶助、年金制度、法律上の保護の5つがあると述べ、そのうちの保護の中に経済保護を位置づけている<sup>48)</sup>。保護とは、「人々が標準生活の営めない場合にその生活状態即ち健康、精神的並道徳的発達及職業に関して改善と促進を図る行為」であり、児童保護、医療保護とならんで経済保護をおいている<sup>49)</sup>。

社会事業の特徴としては、慈善事業が個人的責任原則に基づく個人的、恩恵的な救助であるのに対し社会的原則に基づく社会的な活動であることが述べられているが、一方で社会事業が慈善事業から引き継ぐべきこととして「倫理、宗教に依る博愛、精神的救済、犠牲等の精神的要素」を挙げている<sup>50)</sup>。

社会事業と社会政策との関係については、次のように述べている。まず、両者はともに社会福利に関する諸問題を対象として、公共福利の維持増進、社会状態の改善を目的としており、互いに密

接に関連しているという<sup>51)</sup>。一方で、各々には特有の特徴がある。社会事業は貧困、疾病、失業、犯罪等の個人的一般的な困難を除去し、かつ予防するために直接の救済と保護を行い、社会状態の具体的改善を実行する技術的な活動であり、社会政策は「普汎的、改革的の立法及行政施設に依つて労働者、無産階級の為めに、経済上、文化上の改善向上を促し、社会階級の協同を図るもの」である<sup>52)</sup>。

小澤は両者の対象となる共同福利問題を労働問題と一般福利問題とに区別し、労働問題は社会政策、一般福利問題は社会事業とする。そして社会事業と社会政策を区別する視点として第1に立法・行政に基づくものかどうか、第2に個別的に実行するかどうかの二つの軸をたてている。一般福利問題を対象とする方策のうちの立法・行政に基づく方策については、社会政策の範囲であるとしている。一般福利問題を対象とする社会事業は立法・行政に基づく具体的保護改善施設と私的改善の両方を含んでいる。つまり、一般福利問題を対象とする立法・行政に基づく具体的保護改善施設は、軸の立て方によっては社会事業でもあり、社会政策の範疇でもあるのである。これを小澤は公的社会事業と呼んでいる<sup>53)</sup>。この両者をまたぐ具体的保護改善施設は、立法・行政に基づいているという点については社会政策であるが、具体的な社会福利政策の実行という点では社会事業なのである。また、社会政策は社会保険という給付方式に付与される請求権があり、労働者の権利保護が認められるが、一般福利問題を扱う社会事業は請求権のない保護であるという見方もしている<sup>54)</sup>。

最後に、山口正の『社会事業研究』(1934年)を検討する。この中で山口は「社会事業とは社会的及び政治的動機に基き、現に生活難に陥り又は将来陥る虞のある個人又は社会に対し、全体社会の調和的発達を企図する社会進歩主義のもとに、公共の福利を目的として保健上道徳上または経済上人間生活及び社会生活の各方面を計画的に救済し又は予防する為に、公私の組織的非営利的努力であると信ずるのである」と述べている<sup>55)</sup>。社会事業体系については、救貧的事業、経済保護事業、失業保護事業、医療保護事業、児童保護事業、社会教化事業の6つに分類している。

そして、これらを現状に沿って具体的に次のように考えている<sup>56)</sup>。第1に救貧の事業である救護事業は「人間生活の経済的方面を対象とする所謂経済的事業の消極的部門の事業」であって、疾病や障害のために生活困難に陥り自活できない人のための事業であるとしている<sup>57)</sup>。第2に経済的保護事業とは、住宅供給、共同宿泊所、公益市場、公益浴場、公衆食堂、公益質屋等の経営のことであり、救護事業が消極的、救貧的であるのに対し、経済保護事業は積極的、防貧的であるとしている。山口は社会事業の範囲は時勢の推移によって変化すると捉えており、経済保護事業については救貧事業が発達する中で貧困に陥っていなかった人びとも対象とするようになり、それが社会事業の一部門になったとしている<sup>58)</sup>。第3に失業保護事業とは、広義における経済的保護の一種であり、その内容は職業紹介事業、失業救済事業、失業防止のための入営者の職業保障、職業指導及び失業共済又は失業保健事業、失業者救済又は予防のための職業補導及び授職事業等である。第4に医療保護事業とは疾病の治療、予防、その他社会衛生の改善を行う事業であり、無料で診療を行う診療所や病院、また実費診療所等としての一般医療事業と、結核予防法、癩予防法等に定められる国、地方団体、公益団体による各種疾病の療養や予防のための事業としての特殊医療保護事業がある。第5に児童保護事業とは妊産婦保護事業、栄養食配給事業、託児所等の乳幼児保護事業、病弱児保護、貧困児保護、虐待児保護、不良児保護、不具児童保護がその内容となる。第6に社会教化事業とは、民衆の精神的向上と社会の公共の福祉の増進を行う事業であり、禁酒、禁煙、廃娯運動等の矯風事業であり、消極的な事業である。加えて、隣保事業や融和事業等の庶民生活の進歩発達を図る積極的な事業がある。

社会政策との関係から考えると社会政策が労働問題、失業問題、小作問題等の社会問題の解決のために提唱されたものであるのに対し、社会事業は社会政策と相並んで「社会の病態即ち疾病、犯罪及び貧困、特に貧困（生活難）に基因する各種の社会病を除去し又これを予防することによって社会の均齊的、一体的発達をとげしめること」としている<sup>59)</sup>。そして、社会政策と社会事業との関

係を次のように特徴づけている<sup>60)</sup>。第一に目的において両者は社会的な諸動力を助成し、反社会的な諸動力を防衛するという点で共通しており、第二に手段として社会政策では社会保険、労働組合、免税であるが、社会事業は通常反対給付なしに給与する。第三に社会政策が平均的要望への対応だが、社会事業は個人的、社会的、集团的困窮を社会的な問題として取り扱う。その他に対象として社会政策は健康で生産能力を有する人びとであるが、社会事業は自助能力のない者であるという違いがある。

本節でみた各理論を社会政策との関係から整理すると表3のようになる。

#### 2-4 社会政策の固有の視点から社会事業を提示した理論

ここでは福田徳三の理論を取りあげる。福田については、「社会政策序説」（1922年）、「生存権の社会政策」（1916年）に「生存権概論」（1916年）を加えて検討する。「社会政策序説」において、学問としての社会政策は「一度その存在を発見した社会について、さらにその運動の法則を発見すること、その運動の進行上における国家との交渉を正しく解釈すること、他方同時に個人との関係を究明すること」であるとしている<sup>61)</sup>。「生存権の社会政策」では、社会政策が生存権に基づく社会改良の哲学であるという主張がなされ、生存権はいかなる権力関係にも順応し、いかなる権力関係においてもその要求に基づいて改良を促すものであると述べている<sup>62)</sup>。つまり、生存が「強きもの・優れたもの・富めるもの・権あるもの」のみに限られた要求にあらず、生存を「ひとつの根本要求」と捉えており、当時一般に社会政策とは資本や貨幣を文化価値とおいているが、社会権、中でも生存権を文化価値と捉えるところに福田の理論の特徴がある<sup>63)</sup>。

福田の場合、社会政策を社会事業との関係から位置づけたものではなく、社会改造との違いから社会改良としての社会政策を提示し、その根本的な理念として生存権を基礎とおいている。「労働もその産物もこの生存を維持する手段に過ぎず」と述べ、労働に関わる権利を認めることは現在の社会組織を改良するだけでは不可能であることから



表3 各理論における社会事業と社会政策との関係

	①社会事業の内容	②社会政策の内容	①と②の共通項	①の固有の定義
田子一民	生活の幸福への努力 妊婦・胎児保護、禁酒運動、親の義務の宣伝、養育保護、教育保護、職業指導、職業紹介、失業保険、救貧事業、防貧事業、日常生活品供給、住宅供給、軍事救護、恤救規則、行路病人、罹災救助、公設浴場、簡易食堂、宿泊保護、公設質屋、公設洗濯場、宗教・芸術等の普及、売笑婦の取締、酒場の減少	富の均衡・富の制限	貧乏生活を普通の生活まで引き上げる 貧者保護	生活
生江孝之	国家並びに国家以外が経営主体 政策と慈悲の情 救貧事業、防貧事業、児童保護事業、社会教化事業、連絡統一及び研究機関	国家が経営主体 政策として行われる	改良（社会事業と社会政策は別物ではなく、一部あるいは全部が共通している。）	—
小澤 一	貧困・疾病・失業・犯罪等の個人的一般的困難除去と予防 具体的保護改善施設（直接救済と保護、技術的活動） 請求権のない保護 統制並びに助成、救護施設、労働保護施設、経済的保護施設、保健施設、児童保護、社会教化、一般的施設	対象は労働問題 立法・行政に基づく 労働者・無産階級のための改善向上 社会保険方式に付与される請求権あり	社会福利に関する問題 公共福利の維持増進 ・社会状態の改善という共通目的 公的社会事業（立法に基づく具体的保護改善施設）	社会的調整
山口 正	疾病、犯罪、貧困による社会病の除去と予防 自助能力のない者 反対給付のない給与 救貧的の事業、経済保護事業、失業保護事業、医療保護事業、児童保護事業、社会教化事業	労働問題、失業問題、小作問題の解決 生産能力を有する人 社会保険・労働組合・免税	社会的諸動力の助成 ・反社会的な諸動力の防衛という共通目的	—

注：「—」は明確に示されていないことを表している。

表4 福田の理論の特徴

	①社会事業の内容	②社会政策の内容	①と②の共通項	①の固有の定義
福田徳三		社会改良 幼者の扶養と教育、老年者・廃疾者・不具者の社会保険、労働者の工場法、職業紹介		生存権の具体化としての救貧制度

注：「—」は明確に示されていないことを表している。

も「人が人として生存する」ということを社会改良の哲学と置くことを述べている<sup>64)</sup>。

また、実際上における生存権として救貧制度をあげているが、この救貧制度を支える理論は「博愛慈善の思想」であって社会権の理論ではないという<sup>65)</sup>。特に生存権は幼者、老年者・廃疾者・不具者に必要とされるものであると捉えられ、その内容は幼者であれば扶養と教育であり、老年者・廃疾者・不具者には社会保険をあげている。労働者については、工場法において未成年・婦人労働

者については保護がなされているが、工場以外の労働者についてはあてはまらず、また就労の場の提供については労働の機会を得るための職業紹介があるに過ぎないと述べている<sup>66)</sup>。

このことから、社会政策の根本となる生存権は幼者の扶養、教育と老年者・廃疾者・不具者に対する社会保険、労働者の保護と労働の機会の提供という具体的な制度の整備によって実体的に確立していくものとして理解されているといえるだろう。福田の理論を整理すると表4のようになる。

### 第3章 社会事業理論の固有性と多様性

#### 3-1 社会事業の定義

まずは、表3からも明らかなように社会事業と社会政策との関係を対象となる問題から両者の違いを示した理論のうち、社会政策の対象を労働問題と捉えている理論と社会政策の対象を労働問題と規定していない理論に二分しよう。社会事業と社会政策との関係を論じたものとして、田子、生江、小澤、山口の理論がある。このうち社会政策の対象を労働問題と捉えているものとして、小澤、山口の理論があり、労働問題と捉えていないものとして田子、生江の理論がある。まずは前者をみてみよう。

小澤は社会政策の範囲を労働問題と捉え、それに加えて立法・行政に基づく一般福利問題の解決策も社会政策の範囲であるとしていた。そのため、一般福利問題の解決策は社会事業との共通項とされている。また、山口は社会政策を労働問題、失業問題、小作問題等の解決のための方策であり、生産能力を有する者が対象であると捉えた。これらの理論のように、社会政策の範囲が明確であると理解されていたものは社会事業の範囲についても示されている。小澤は社会事業を一般社会福利問題の解決策とおき、救護施設、労働保護施設、経済的保護施設、保健施設、児童保護、社会教化、一般的施設の領域をあげていた。山口は社会事業を疾病、犯罪、貧困に起因する社会病の除去と予防策とおき、救済的事業、経済保護事業、失業保護事業、医療保護事業、児童保護事

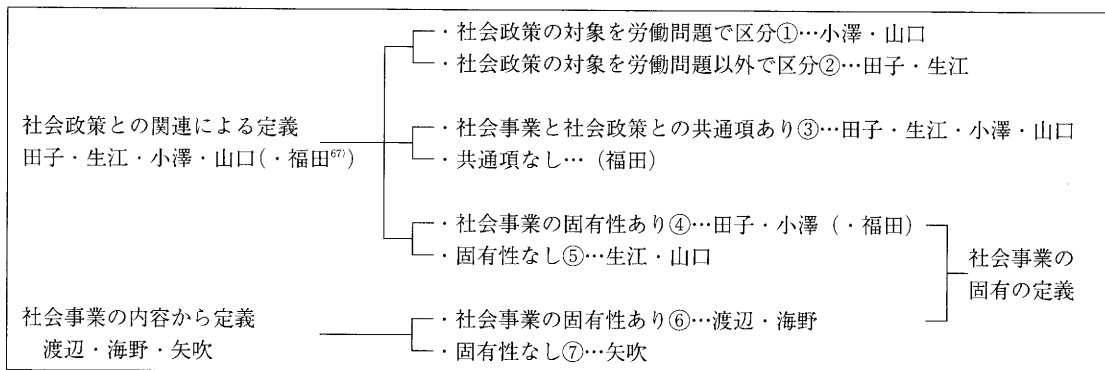
業、社会教化事業の領域をあげた。

もつとも、小澤の場合は社会事業の範疇に救護施設と並んで労働保護施設、経済的保護施設が挙げられていることから、これらは社会政策として行われる労働問題の解決とは異なったものと理解しているといえる。また、山口の場合は社会政策を労働問題や失業問題の解決策であり、対象が生産能力を有する者としながらも、自助能力のないものを対象と規定した社会事業の範疇に経済保護事業や失業保護事業があてはめられている。山口の場合は社会事業の対象が自助能力のない者であるとし社会政策の対象が生産能力を有する者と明確に区分している点に特徴がある。

社会事業との関連において社会政策の対象を労働問題と規定していない理論としては、田子、生江のものがある。田子の場合、社会政策は富の均衡あるいは富の制限のための方策であり、社会事業は生活の幸福や自由のための方策であった。生江は社会政策を運営主体との関係から位置づけている。これらは、図1の①、②にあたる。

次に、別の角度からの検討として社会事業と社会政策が対象とする問題として共通しているものがあると捉えるものを整理しよう。共通する問題を扱うと捉えたのは、田子、生江、小澤、山口である。その共通する問題とは、田子の場合には貧困者の保護であった。生江は改良という点で共通するとし、国家が経営主体であるという点、社会福祉の増進をめざす点において両者は重なりと述べている。小澤は社会福利に関する諸問題を扱うという点は両者が共通すると述べるが、その問題を

図1 社会事業の定義の分類



注：「固有性なし」というのは明確な記述がないという意味である。

労働問題と一般福祉問題とに区分しており、前者を社会政策、後者を社会事業の対象としており、立法・行政に基づく方策であるという点において両者は共通していると述べている。山口は目的に共通するものがあるとしている。これらは図1の③にあてはまる。

また、社会事業と社会政策との関係から社会事業の固有性を述べたものに、田子と小澤の理論がある。田子は社会事業を生活に対する幸福と自由をめざす方策として捉えており、生活という視点があるところに特徴がある。小澤については社会事業を環境と社会を調整することとして捉えたところに特徴がある。田子は生活という言葉によって、小澤は社会的調整という言葉によって社会事業を定義づけようとした。福田については、社会事業ではなく社会政策の側面から生存権という独自の視点を示している。福田は社会政策の根本要求を生存権と置き、社会事業はその生存権を保障するための具体策であると捉えている。生江と山口は特に社会事業の固有の特徴について記述していない。これは図1の④、⑤にあてはまる。

最後に、社会事業と社会政策との関係から社会事業を定義づけていないものとして、渡辺、海野、矢吹の理論がある。これらの中で、社会事業が固有の定義をもつとして捉えているものに、渡辺、海野の理論がある。海野の場合は社会事業をそれ自体として段階的に展開するものと捉えており、社会事業を欠陥を除去して正常な状態を実現させるという段階からさらに一步福祉を目的とするものとして進めるという総合社会福祉事業という概念をだしている。渡辺は具体的な事業内容ではなく社会事業がもつ特性から救済事業のあり方の特徴として予防主義という言葉を使用しておりその固有性を描いている。特に、社会事業の固有性についての記述がないものとしては矢吹の理論がある。これは図1の⑥、⑦の部分である。

### 3-2 結論

社会事業と社会政策との関係についての共通する事項の存在については、例えば両者ともその対象は社会福利問題であり（小澤）、その目的は改良であり（生江）、その内容は窮乏な生活を普通の生活へ引き上げること（田子）であるというよ

うに、である。

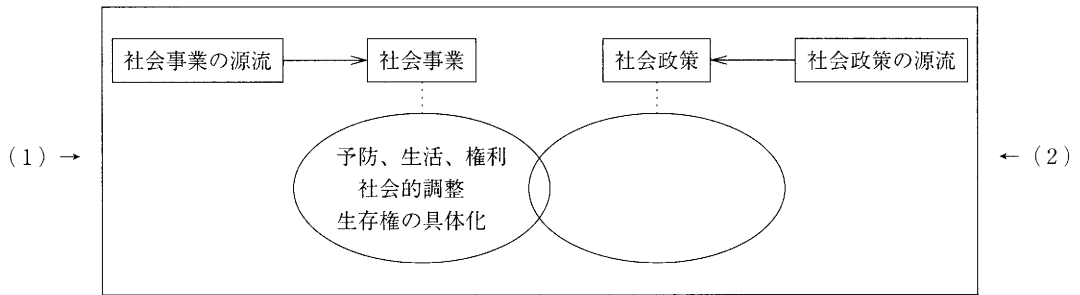
社会事業を特徴づけるものとしては、予防（渡辺）、生活（田子、海野）、権利（海野）、社会的調整（小澤）という要素が出され、社会政策を特徴づけるものとして、生存権（福田）があげられている。これらの理論の特徴を社会事業と社会政策との区分のあり方、各理論にみる社会事業の内容、社会事業の捉え方の3つの観点からみてみよう。

第1に社会事業と社会政策との区分に関してだが、社会事業と社会政策とを明確に区分できると捉えている理論もあるが、両者には共通する部分があると捉えている理論もあった。両者を区分出来ると捉えた山口の理論では、社会の防衛等の共通目的を持ちつつも、社会事業を自助能力のない者、社会政策を生産能力を有する者を対象とするというような境界があることを示している。このような理論は大河内理論と非常に近い理論の組み合わせであるといえる。山口以外で社会事業を社会政策との関係から捉えた理論は、両者が共通すると捉える理論であった。これらは、社会事業と社会政策との間には、例えば「改良」や、「社会福利問題を対象としている」というように重なり合う部分があると理解されている。この重なり合う部分は、社会事業と社会政策との共通する部分であるという理解であり、両者の境界を明確に区分していない。いわば、両者の共通する目指すべき方向性や目標を示している。社会事業理論の中には社会事業と社会政策とが共通する部分を持つという捉え方がなされており、両者の境界を区分することを意図して社会事業の理論化を図っているのではないのである。

第2に社会事業の内容に関してだが、ここでとりあげた社会事業理論では、山口のものを除いて生産者か生産者でないかという区分から社会事業の内容を決めていない。そのため、恤救規則や児童保護と並んで労働保護や経済保護を社会事業の内容としているものもあった。もっとも、山口は生産者かどうかを社会事業と社会政策とを区別する軸にしているが、社会事業の内容として経済保護事業や失業保護事業をあげていた。

第3に社会事業の捉え方を検討してみる。これらの社会事業理論は社会事業に対する固有の見方

図2 社会事業理論からみた社会事業の成立要素



↑ 注：(1) 社会事業の観点からのみ定義する。  
(3) (2) 社会政策の観点からのみ定義する。  
(3) 社会事業と社会政策の両方から定義する。

をもつ。その視点とは、生活、予防、社会的調整、生存権の具体化といったものであった。社会事業とは生活に関わる事業であり、予防的観点を取り入れた事業であり、社会的調整を図る事業であり、生存権を具体化した事業であるという点が、それぞれの理論において社会事業の固有性を示している。

社会事業に固有性があるという理解から社会事業の成立を考えると、社会事業と社会政策の源流は別であり、社会事業の固有性は社会事業を社会政策と区別する要素となる。一方、社会政策との間には共通項が存在しているが、この共通項は先述したように社会事業と社会政策が、目指す方向性、目標と理解できる。これらを図式化すると図2のようになる。

このようにそれぞれの著作を検討すると以下のことが理解できる。1910年代半ばから30年代半ばの社会事業理論は多様であり、統一した理解があったわけではない。しかし、この多様な理論の特徴のひとつとして、社会事業を社会政策との間に共通する目的や内容を持ち、社会事業を定義づけるときの視点には固有性があると捉えていたことがあげられる。社会事業は社会政策との共通項をもちつつ、固有性を有しているという理解は、社会政策を中心に据えて社会事業を捉えるという見方ではなく、社会事業の歴史的経緯をふまえた上での特質の理解から生じることが可能であった。さらに、この頃には社会事業と社会政策の両方の違いを視野に入れたものや、社会政策の側から社会事業を考えるという観点が生じてきている

ことが指摘できる。社会事業が慈善的なあり方、感化的なあり方から形を変えて社会事業になったと考えると、社会事業の成立はそれ以前のものどのように形が変わったのかを分析する中で明らかになるだろう。このように考えると、これらの社会事業理論に描かれた生活、予防、社会的調整、生存権の具体化といったものは、慈善的、感化的なものとは異なるものとして取り出された要素であり、社会事業の固有性を示している。

### おわりに

本稿では、大河内理論以前の社会事業理論を検討した。社会事業は大河内理論の以前から理論化が図られていたが、大河内理論が登場して以降、先述したように戦後の社会福祉論はその影響を受けることになるのである。社会政策との共通項がありつつ固有性があるという社会事業に対する見方は、大河内理論とは異なり、社会事業の歴史的な経緯の中から社会事業を明らかにしていくことを可能にする。社会事業史においては社会事業の範囲を固定的に捉えず、社会事業を分析することによって、社会事業そのものの変化を描くことができる。

### 注

1) 大河内理論の社会福祉学への影響の強さについての言及には、以下のものがある。池田敬正は戦後日本の社会福祉論のひとつに、孝橋正一の『社会事業の基本問題』をとりあげているが、孝橋の主張は大河内の社会政策論を継承していたと述べている(池

- 田敬正 (1999) 『現代社会福祉の基礎構造—福祉実践の歴史理論—』法律文化社、57頁)。同様に、吉田久一は大河内の社会事業の規定について「論文発表当時はむろん、戦後にもその影響が続いている。竹中勝男の厚生事業対象論も、大河内の生産力理論によっているし、戦後の孝橋正一の場合も、批判的止揚とみてよいであろう」と述べている (吉田久一 (1974) 『社会事業理論の歴史』一粒社、257頁)。
- 2) 大河内理論の分析枠組みについては、拙稿 (2007) 「社会事業史にみる『社会政策代替説』と大河内理論—新たな社会事業史の可能性—」『長野大学紀要』第28巻第3・4号参照。
- 3) 池田敬正 (1999) 『現代社会福祉の基礎構造—福祉実践の歴史理論—』法律文化社、50頁。
- 4) 池田は日本の社会福祉論の展開について、日本では福祉実践が科学的な分析対象となったのは個の独立と社会の発見を通じてであり、それは20世紀にはいつてからであり、社会福祉の学問研究はこれらの認識が一般化することではじまり、社会事業理論が成立することになると述べている。ただし、1945年以前は自由主義も民主主義も未成熟であるため、全体主義的な傾向が強く、個の独立と社会の発見は1945年以降に同時に形成される。そのもとで社会福祉が「民主主義にもとづくすべてのひとの社会共同による生活次元における平等の実現をもとめるだけでなく、その前提となる人間の自由・尊厳の回復あるいは確立を課題」として形成されることが期待されることになるとしている。(前掲書、48頁、55頁)
- 5) 池田の社会福祉理論の分析視点は近代的自由が成立せず、民主主義が未成熟な状況下での理論展開のあり方と厚生事業理論への移行のあり方である。その点では本論と分析視点が異なる。
- 6) 前掲書、47頁
- 7) 前掲書、295頁
- 8) 1938年以前というのは、1938年以前と以後の2つに区分できるという意味ではない。本論考の目的は大河内理論以前の社会福祉理論が研究の対象となるため、1938年という時代区分を用いる。そのため、1938年以降はさらに区分できると考えられるが、本稿では1938年以降は取り扱わないため、1938年以降の理論については今回は言及しない。
- 9) 注1参照
- 10) 永岡正己 (2003) 「第一次世界大戦後の社会と社会事業の成立」菊池正治他編著『日本社会福祉の歴史』ミネルヴァ書房、96頁
- 11) 池田はこれ以外に小澤一の「社会事業の職能及び組織と再編成」、「厚生事業体制確立の根拠」もあげているが、これらはそれぞれ1941年、1942年であるため、本稿ではとりあげない。なお、池田の著書では矢吹慶輝の『社会事業概論』の出版年が1923年、小沢一の「厚生事業体制確立の根拠」の出版年が1934年と記されている。矢吹の場合1923年出版の著作は『社会政策講義録』の中の「社会事業概説」である。また同名の著作として谷山恵林との共著『社会事業概説』の出版年は1926年である。本稿では、矢吹慶輝の1926年出版の「社会事業概説」を扱う。小沢の場合、「厚生事業体制確立の根拠」の出版年は1942年である。小沢一「厚生事業体制確立の根拠」については出版年を1942年とする。
- 12) 「ゆるやかな集団」については、拙稿 (2007) 「社会福祉における歴史の記述—社会福祉史の新たな展開にむけて—」『長野大学紀要』第28巻第3・4号、45-46頁参照。
- 13) 渡辺について「渡辺海旭は感化救済事業から社会事業への分水嶺に位置している」という評価がある (吉田久一 (1974) 『社会事業理論の歴史』一粒社、136頁)。さらに、「純粋な民間人としての立場で救済事業に着手、そしてその思想を展開した人物」とも言われる (菊池正治他編著 (2003) 『日本社会福祉の歴史』ミネルヴァ書房、74頁)。
- 14) 渡辺海旭 (1918) 「社会問題の趨勢及其中心点」 (吉田久一 (1982) 『渡辺海旭・矢吹慶輝・小沢一・高田慎吾集』鳳書院)、32-33頁。8つの項目として渡辺は「主情主義と合理主義」「断片的と系統的」、「研究と実行」、「予防と応急」、「共済と救与」、「平民的と貴族的」、「私的と公的」、「国家と個人」という項目名をあげている。この5つの視点について吉田は「社会事業成立の基礎的前提であるが、渡辺は明治末からすでにこのような思想を持っていた」と述べている。(吉田久一 (1974) 『社会事業理論の歴史』一粒社、137頁)
- 15) 渡辺海旭 (1918) 「社会問題の趨勢及其中心点」 (吉田久一 (1982) 『渡辺海旭・矢吹慶輝・小沢一・高田慎吾集』鳳書院)、32頁
- 16) 前掲書、32頁
- 17) 矢吹慶輝 (1926) 『社会事業概説』 (吉田久一 (1982) 『渡辺海旭・矢吹慶輝・小沢一・高田慎吾集』鳳書院)、84頁
- 18) 前掲書、83頁、86頁
- 19) 前掲書、105、106頁
- 20) 前掲書、105頁
- 21) 前掲書、102頁

- 22) 海野幸徳 (1930)『社会事業学原理』(中垣昌美編集 (1981)『海野幸徳集』鳳書院)、81頁
- 23) 前掲書、68-69頁、80-81頁
- 24) 前掲書、88頁
- 25) 前掲書、89頁
- 26) 前掲書、38頁、55頁
- 27) 海野は社会事業の形態区分として「基本的区分は(一)縦断の形態、(二)横断の形態の二である」としており、その横断の形態について「(A)関係形態、(B)経営形態、(C)種別形態の三に区分せられる」としている(前掲書、229-230頁)。
- 28) 前掲書、243頁
- 29) 前掲書、243頁
- 30) 海野幸徳 (1930)『社会事業学原理』(中垣昌美編集 (1981)『海野幸徳集』鳳書院)、68頁
- 31) 田子一民 (1922)『社会事業』(佐藤進編集 (1982)『田子一民・山崎巖集』鳳書院)、20頁
- 32) 前掲書、21頁。田子によるこれらの分類は、言い換えると出生幸福事業は胎児保護事業、成育幸福事業は児童保護事業、職業幸福事業は職業指導・職業紹介・失業保険、生活幸福事業は防貧事業・救貧事業、精神幸福事業は教化、矯風である。
- 33) 前掲書、22頁
- 34) 前掲書、22頁
- 35) 前掲書、23頁
- 36) 生江孝之 (1923)『社会事業要綱』(一番ヶ瀬康子編集 (1983)『生江孝之集』鳳書院)、19頁。さらに児童保護や社会教化の事業も生活の脅威を受けていることから必要とされる事業であり、貧の対象物であるとしている。前掲書、36頁
- 37) 前掲書、35頁
- 38) 前掲書、36頁
- 39) 前掲書、36頁
- 40) 前掲書、116頁
- 41) 前掲書、116頁
- 42) 前掲書、116頁
- 43) 前掲書、15-17頁
- 44) 小澤一 (1930)「社会事業科学の成立と組織について(一)」『社会事業研究』第18巻第8号、132頁
- 45) 小澤一 (1930)「社会事業科学の成立と組織について(四)」『社会事業研究』第18巻第11号
- 46) 小澤一 (1930)「社会事業科学の成立と組織について(三)」『社会事業研究』第18巻第10号、104頁
- 47) 小澤一 (1930)「社会事業科学の成立と組織について(四)」『社会事業研究』第18巻第11号、77頁
- 48) 小澤一 (1930)「社会事業科学の成立と組織について(三)」『社会事業研究』第18巻第10号、105-106頁
- 49) 前掲書、106頁
- 50) 前掲書、97頁
- 51) 前掲書、97頁
- 52) 前掲書、97頁
- 53) 前掲書、98頁
- 54) 前掲書、99頁
- 55) 山口正 (1934)『社会事業研究』(柴田善守編集 (1981)『山口正・志賀志那人集』鳳書院)、35頁
- 56) 山口による社会事業についての範囲の概要の説明は、前掲書132-136頁。
- 57) 前掲書、132頁
- 58) 前掲書、125頁。山口は社会事業の体系を救貧の事業、経済保護事業、失業保護事業、医療保護事業、児童保護事業、社会教化事業の6つと捉えている。(前掲書、132頁)
- 59) 前掲書、49頁
- 60) 前掲書、56-58頁。これらの特徴はエルゼ・ヴェキス女史の諸説を山口が修正したものである。
- 61) 福田徳三 (1922)「社会政策序説」(福田徳三 (1980)『生存権の社会政策』講談社)、33-34頁
- 62) 福田徳三 (1916)「生存権の社会政策」(福田徳三 (1980)『生存権の社会政策』講談社)、191頁
- 63) 前掲書、191頁
- 64) 前掲書、190-191頁
- 65) 福田徳三 (1916)「生存権概論」(福田徳三 (1980)『生存権の社会政策』講談社)、173頁
- 66) 前掲書、173-174頁
- 67) ここで括弧をつけたのは、福田の場合は社会政策の視点から社会事業の固有性を記述しているためである。